

議案第49号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市民会館前駐車場において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手の住所及び氏名

住所

氏名

2 事故の概要

令和5年9月21日午後5時頃から午後6時30分頃までの間に、勝山市民会館前駐車場において、第69回勝山市内駅伝競走大会における交通規制の事前告知のために設置したA型看板が風に煽られて飛ばされ、駐車していた車に接触し、車体を損傷させたものである。

3 損害賠償の額 金499,752円

令和5年11月30日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。